

社会福祉士・精神保健福祉士(受験資格)取得をご希望の方

実務経験による 実習免除を始めました！

聖徳大学通信教育部では、平成 29 年度秋学期出願生より、実務経験による社会福祉士、精神保健福祉士の実習科目免除を始めることといたしました。これは、先にご案内を始めております、【SEITOKU 指定施設推薦奨学制度】とあわせて、福祉に携わる方たちが社会福祉士、精神保健福祉士（受験資格）を取得するにあたって、ご勤務先に負担をかけることなく、学業を進めていただきたいという趣旨からになります。この制度の開始に伴い、長期間の現場実習が障害となって学習が始められなかった皆さま、ぜひ前向きにご検討をいただけましたら幸いです。

お問い合わせ

※最新の情報はホームページをご覧ください。

<http://www.seitoku.jp/tk/> 〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬550 聖徳大学5号館2階



電話で

047-365-1200



FAXで [24時間受付]

047-331-7422



メールで [24時間受付]

tsuushin@seitoku.ac.jp



[月～金 8:30～17:30・土 8:30～15:00]

☎ 氏名・電話・ご希望学科・お問い合わせ内容を明記の上送信してください。



SEITOKU

聖徳大学通信教育部

①社会福祉士（受験資格）を取得希望の方

【現場実習免除となる条件】

下記【免除条件】に該当する方は、実習科目 3 科目 7 単位分（社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ、Ⅱ、社会福祉援助技術現場実習）が免除になる可能性がございます。

【免除条件】

厚生労働省令で定められた 3～6 頁の指定施設・職種にて専任での辞令と、入学前までに※ 1 年以上の相談援助業務実務経験を有する方

※「入学前までに」とは、春学期入学生:3月31日時点、秋学期入学生:9月30日時点となります。

※春学期入学生:3月31日時点、秋学期入学生:9月30日時点で、相談援助業務実務経験が1年以上になる方は、「見込」での出願が可能です。また、複数の施設での経験を通算することも可能です。

※ 3～6 頁の職種欄にある、「専任の職員（相談員等）」とは、下記①または②に該当する方です。

①当該施設の常勤者で、もっぱらその職務に従事している方。

②当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね 4 分の 3 以上である方。

次に掲げる職種は、社会福祉士の実習免除の実務経験とはなりません。

社会福祉施設や病院・診療所の、

- ・医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手
- ・介護職員、作業指導員、訪問介護員（ホームヘルパー）
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・調理員、事務員、運転手
- ・職業指導員、ハローワークの職業相談（員）

詳しくは、[社会福祉士指定施設における相談援助の業務の範囲（3～6頁）]で確認してください。

②精神保健福祉士（受験資格）を取得希望の方

【現場実習免除となる条件】

下記【免除条件】に該当する方は、実習科目 2 科目 8 単位分（精神保健福祉援助実習指導、精神保健福祉援助実習）が免除になる可能性がございます。

【免除条件】

厚生労働省令で定められた 7 頁の指定施設において、入学前までに※ 1 年以上の「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っている方

※「入学前までに」とは、春学期入学生:3月31日時点、秋学期入学生:9月30日時点となります。

※春学期入学生:3月31日時点、秋学期入学生:9月30日時点で、相談援助業務実務経験が1年

以上になる方は、「見込」での出願が可能です。また、複数の施設での経験を通算することも可能です。

③共通

【注意】

- ※相談援助業務の実務経験とは、各指定施設での相談援助業務の実務経験として認められる職種における業務です。職場から発行される実務経験証明書により、判定を行います。この実習免除が認められた後に、実務経験証明書の虚偽等が判明した場合、実習科目免除が取り消されます。
- ※国家試験受験および合格後には、社会福祉振興・試験センターによる監査が行われる場合があります。申請内容と事実の相違のため合格が取り消されたり、実習免除が不可能になったりした場合でも、大学ではその責任を負いかねます。
- ※実習科目免除を受ける場合は、入学時（もしくは入学以前）に実務経験の要件を満たしている必要があります。入学後に要件をみたしても、免除の対象とはなりません。また、入学前に要件を満たして申請をしなかった場合でも、入学後に免除申請を行うことは一切できませんので、ご注意ください。

【免除の申請について】

免除該当者は、入学願書提出時に、免除を受ける資格用の「実務経験申告書（様式1）」「実務経験証明書（様式2）」の作成を正確に行い、入学願書と一緒に提出してください。実務経験証明書は、国家試験受験資格にかかわる重要な証明書です。申請された実務経験や職種が事実とは異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

【実習免除になった場合の入学後の履修等について】

- ※実習免除の可否については、入学許可証送付時の履修登録届にて、免除内容のご連絡をさせていただきます。
- ※実習免除になった場合でも各資格取得には、本学社会福祉学科の大学卒業資格が必要となります。実習免除に伴い、卒業所要単位数に不足した単位については、別科目にて単位を修得する必要があります。
- ※社会福祉士（受験資格）と、精神保健福祉士（受験資格）の両方の取得を希望される方で、社会福祉士の現場実習が免除になった場合でも、精神保健福祉士（受験資格）の実習期間については、減免はありませんことをご注意願います。（28日分の現場実習が必要になります。）
- ※本制度により免除を受けた場合でも、高等学校教諭一種免許状（福祉）取得のために必要となる社会福祉援助後術現場実習指導Ⅰ、Ⅱ、社会福祉援助技術現場実習は免除されませんので、ご注意ください。

【社会福祉士指定施設における相談援助の業務の範囲】

■ 高齢者分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	生活相談員	1011
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
	介護老人保健施設	支援相談員	1021
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031	
地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員(注意4) (保健師、主任介護支援専門員等) (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、ケアマネジメント支援)	1041
介護保険法	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む)	生活相談員	2221
		計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設 ・基準該当通所介護を行う施設 ・指定介護予防通所介護を行う施設 ・基準該当介護予防通所介護を行う施設 ・第一号通所事業を行う施設(注意5) ・指定認知症対応型通所介護を行う施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む	生活相談員	2011
		生活指導員	2012
	指定短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当短期入所生活介護を行う施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む	生活相談員	2051
		生活指導員	2052
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従事者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能居宅介護を行う施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791	

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護保険法	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員	2191
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
		担当職員	2211
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2911	
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	1061
	軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウスを含む	生活相談員	1071
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
	老人デイサービスセンター	生活相談員 生活指導員	1101 1102
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている専任の職員	1111
	有料老人ホーム	生活相談員	2271
	その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)		生活援助員	2251
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅等		相談援助業務を行っている生活援助員	2261
サービス付き高齢者向け住宅		相談援助業務を行っている専任の職員	2801
(注意4)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。 (注意5)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

■ 児童分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員(少年を指導する職員)	1372
	児童養護施設	個別対応職員	1373
		児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
		児童指導員(注意2)	1561
障害児入所施設 ・児童発達支援センター(障害児通所支援事業)		保育士(注意3)	1562
心理指導担当職員		1563	
児童発達支援責任者	1564		

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	児童指導員（注意 2）	1391
	保育士（注意 3）	1392
知的障害児通園施設	児童指導員（注意 2）	1401
	保育士（注意 3）	1402
盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員（注意 2）	1411
	保育士（注意 3）	1412
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	児童指導員（注意 2）	1421
	保育士（注意 3）	1422
情緒障害児短期治療施設	児童指導員	1431
	保育士	1432
	個別対応職員	1433
	家庭支援専門相談員	1434
	児童指導員（注意 2）	1441
重症心身障害児施設	保育士（注意 3）	1442
	心理指導を担当する職員	1443
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451
	児童生活支援員	1452
	個別対応職員	1453
	家庭支援専門相談員	1454
	職業指導員	1455
児童家庭支援センター	相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461
	指導員（注意 1）	1571
障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	児童指導員（注意 2）	1572
	保育士（注意 3）	1573
	児童発達支援管理責任者	1574
障害児相談支援事業	相談支援専門員	1581
	児童指導員	2511
乳児院	保育士	2512
	個別対応職員	2513
	家庭支援専門相談員	2514
	里親支援専門相談員	2515
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	児童指導員（注意 2）	2451
	保育士（注意 3）	2452
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の指導員	2531
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2561
利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2901
児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行っている専任の職員	2291
地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2441
	相談援助業務を行っている専任の職員	2521
子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）	相談援助業務を行っている専任の職員	2541
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行っている専任の職員	2541
母子家庭等就業・自立支援センター事業	相談援助業務を行っている専任の相談員	2721
一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	2721
重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員（注意 2）	2581
	保育士（注意 3）	2582
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2741

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
(注意 1) 「指導員」のうち、「介護等の業務を行う指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）		
(注意 2) 「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）		
(注意 3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）		

■ 障害者分野

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード		
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321	
		心理判定員	1322	
		職能判定員	1323	
		ケース・ワーカー	1324	
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331	1331	
		精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1341	
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1342	
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1343	
福祉的障害者	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351	
		心理判定員	1352	
		職能判定員	1353	
		ケース・ワーカー	1354	
障害者総合支援法	障害者支援施設	生活支援員（注意 6）	1121	
		就労支援員	1122	
	地域活動支援センター	サービス管理責任者	1123	
		指導員（注意 6）	1131	
	福祉ホーム	管理人	1141	
	身体障害者更生療護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員（注意 6）	2831
		身体障害者療護施設	生活支援員（注意 6）	2841
		身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	生活支援員（注意 6）	2851
		身体障害者福祉工場	指導員（注意 6）	2861
		精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士	1191
知的障害者更生施設 （入所、通所）	精神障害者生活訓練施設	精神障害者社会復帰指導員	1192	
	精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士	1201	
		精神障害者社会復帰指導員	1202	
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211	
		精神障害者社会復帰指導員	1212	
知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神障害者福祉ホーム	管理人	1221	
	知的障害者更生施設 （入所、通所）	生活支援員（注意 6）	1231	
	知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	生活支援員（注意 6）	1241	
知的障害者通所寮	生活支援員（注意 6）	1251		

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
障害者福祉サービス事業を行う施設	療養介護を行う施設	生活支援員（注意 6）	1261
		サービス管理責任者	1262
	生活介護を行う施設	生活支援員（注意 6）	1271
		サービス管理責任者	1272
	自立訓練を行う施設（機能訓練、生活訓練）	生活支援員（注意 6）	1281
		サービス管理責任者	1282
	就労移行支援を行う施設（認定就労移行支援を含む）	生活支援員（注意 6）	1291
		就労支援員	1292
	就労継続支援を行う施設（A型、B型）	サービス管理責任者	1293
		生活支援員（注意 6）	1301
		サービス管理責任者	1302
	一般相談支援事業所	相談支援専門員	1591
	特定相談支援事業所	相談支援専門員	1601
	相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	2871
	障害者福祉サービス事業	短期入所を行う施設 身体障害者短期入所事業 知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行っている専任の職員
相談援助業務を行っている専任の職員			2351
相談援助業務を行っている専任の職員			2361
相談援助業務を行っている専任の職員			2371
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業 を行っている施設 日中一時支援事業を行っ ている施設 障害者相談支援事業を 行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2381
		相談援助業務を行っている専任の職員	2391
		相談援助業務を行っている専任の職員	2431
園の法そみの	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている専任の指導員	2301
		相談援助業務を行っている専任のケースワーカー	2302
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2461
		就労支援を担当する職員	2462
障害者職業法	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2471
		障害者職業カウンセラー	2481
	地域障害者職業センター	職場適応援助者	2482
		障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	2501
就業支援担当者		2502	
生活支援担当職員		2503	
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の指導員	2311
		相談援助業務を行っている専任の職員	2331
	聴覚障害者情報提供施設	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2821	
アウトリーチ事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2881	
	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2491	

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
その他	訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2921
		(注意 6) 「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）	

■ その他の分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード		
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1511		
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1512		
		精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1513		
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521		
		退院後生活環境相談員	1522		
		救護施設	生活指導員	1491	
		更生施設	生活指導員	1501	
		授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591	
			指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601	
		被保護者就労支援事業を行っている事業所	被保護者就労支援員	2931	
		自立生活支援困難者	自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 就労支援相談員 家計相談支援員	主任相談支援員	2941
				相談支援員	2942
				就労支援相談員	2943
家計相談支援員	2944				
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う所員）	1471		
		身体障害者福祉司（指導監督を行う所員）	1472		
		知的障害者福祉司（指導監督を行う所員）	1473		
		老人福祉指導主事（指導監督を行う所員）	1474		
		現業員	1481		
		家庭児童福祉主事	1482		
		専任の家庭相談員	1483		
		面接相談員	1484		
		専任の婦人相談員	1485		
		専任の母子・父子自立支援員	1486		
		就労支援員	1487		
被保護者就労支援員	1488				
隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員	2611			

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
社会福祉法	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 (安心生活基盤構築事業)	専門員 2621	
	市(特別区を含む)町村 社会福祉協議会	福祉活動専門員 2631	
		相談援助業務を行っている 専任の職員 (主として高齢者、身体障 害者、知的障害者、精神 障害者、児童その他要援 護者に対するものに限る)	2632
売春防止法	婦人相談所	相談指導員 1531	
		判定員 1532	
	専任の婦人相談員 1533		
婦人保護施設	生活指導員(入所者を指 導する職員)	1541	
母子及び 父子福祉 法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行 う職員 1551	
更生 法	地方更生保護委員会	保護観察官 2641	
	保護観察所	保護観察官 2651	
更生 法	更生保護施設	補導主任 2661	
		補導員 2662	
補償 労働者 法	労災特別介護施設	相談援助業務を行って いる指導員 2671	
その他	地域福祉センター	相談援助業務を行って いる専任の職員 2681	
	就労支援事業を行っている事業 所 (自立支援プログラム策定実施 推進事業実施要領に規定する事 業)	就労支援員 2951	
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーデ イナー 2751	
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行って いる専任の職員 2761	
	ホームレス総合相談推進業務を 行っている事業所	相談援助業務を行って いる専任の相談員 2691	
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員 2701	
	東日本大震災の被災者に対する 相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行って いる専任の職員 2961	
	自立相談支援機関(自立相談支 援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っ ている事業所	主任相談支援員 2891	
		相談支援員 2892	
		就労支援員 2893	
	家計相談支援員 2894		
	厚生労働大臣が個別に認めた施 設	相談援助業務を行って いる専任の相談員 (注意) 個別認定にあっ ては、別途基準、申請様 式があります。 事前に聖徳大学通信教育 部へ電話で連絡してくだ さい。	9999

■ 現在廃止事業の分野

以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援セン ター事業を行っている施設(障害者 自立支援法地域生活支援事業)〔平成 18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行って いる専任の職員	3171

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
精神障害者退院促進支援事業を行っ ている施設	相談援助業務を行って いる専任の職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行って いる専任の職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター等 において実施する事業 ・障害児相談支援事業、知的障害者相 談支援事業 (療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設において実施す る事業	相談援助業務を行って いる専任の職員	3061
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービ ス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業を含む	相談援助業務を行って いる専任の職員	3071
経過的デイサービス事業を行って いる施設(障害者自立支援法地域生活 支援事業)〔平成18年10月～19年 3月〕	相談援助業務を行って いる専任の職員	3191
「障害者110番」運営事業を行なっ ている施設	相談援助業務を行なっ ている専任の相談員	3081
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通動寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設において実施す る事業	相談援助業務を行って いる専任の職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジ ング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅) 等において実施する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジ ング)生活援助員派遣事業(高齢者 世話付住宅において実施する事業)	生活援助員	3101
家庭支援電話相談(子ども・家庭 110番)事業 (中央児童相談所において実施する事 業)	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行って いる専任の指導員	3121
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館において実施 する事業	相談援助業務を行って いる専任の相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事 業)	相談援助業務を行って いる専任の相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施す る事業)	相談援助業務を行って いる専任の相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談) 事業(都道府県・指定都市等におい て実施する事業)	相談援助業務を行って いる専任の相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っ ている施設	相談援助業務を行って いる専任の職員	3201

【精神保健福祉士指定施設における相談援助の業務の範囲】

施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種の例・職種コード
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
精神科病院	01	・精神科ソーシャルワーカー[01] ・医療ソーシャルワーカー[01]
精神保健福祉センター	02	・精神保健福祉相談員[01] ・社会福祉士[01] ・精神科ソーシャルワーカー[01] ・心理判定員[01]
児童福祉法		
障害児通所支援事業を行う施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	・専任で相談援助業務に従事する職員[02]
	放課後等デイサービス	
乳児院	05	
児童養護施設	06	・児童指導員[01]
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	07	・保育士[01] ・児童発達支援管理責任者[01]
情緒障害児短期治療施設	08	
児童相談所	09	・児童福祉司[01] ・受付相談員[01] ・相談員[01] ・電話相談員[01] ・児童心理司[01] ・児童指導員[01] ・保育士[01]
		・母子支援員[01] ・少年を指導する職員[02]
母子生活支援施設	10	・母子支援員[01] ・少年を指導する職員[02]
障害児相談支援事業を行う施設	11	・相談支援専門員[01]
児童自立支援施設	12	・児童自立支援専門員[01] ・児童生活支援員[01]
児童家庭支援センター	13	・職員[02]
地域保健法		
保健所	14	・精神保健福祉相談員[01] ・社会福祉士[01]
市町村保健センター	15	・精神科ソーシャルワーカー[01] ・心理判定員[01]
医療法		
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	16	・精神科ソーシャルワーカー[01] ・医療ソーシャルワーカー[01]
	17	
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)		
生活保護法		
救護施設	18	・生活指導員[01]
更生施設	19	
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	20	・精神保健福祉相談員[01] ・社会福祉士[01] ・精神科ソーシャルワーカー[01] ・心理判定員[01]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	21	
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	22	
社会福祉法		
福祉事務所	23	・査察指導員[01] ・身体障害者福祉司[01] ・知的障害者福祉司[01] ・老人福祉指導主事[01] ・現業員[01] ・家庭児童福祉主事[01] ・専任の家庭相談員[01] ・面接員に相当する職員[01] ・婦人相談員[01] ・母子自立支援員[01]
		・福祉活動専門員[01] 相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）を行っている専任の職員
市町村社会福祉協議会	24	
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	25	・知的障害者福祉司[01] ・心理判定員[01] ・職能判定員[01] ・ケース・ワーカー[01]

施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種の例・職種コード	
法務省設置法			
保護観察所	26	・社会復帰調整官[01] ・保護観察官[01]	
障害者の雇用の促進等に関する法律			
広域障害者職業センター	27	・障害者職業カウンセラー[01]	
地域障害者職業センター	28	・障害者職業カウンセラー[01] ・職場適応援助者[01]	
障害者就業・生活支援センター	29	・主任就業支援担当者[01] ・就業支援担当者[01] ・生活支援担当職員[01]	
更生保護事業法			
更生保護施設	30	・補導主任[01] ・補導員[01]	
発達障害者支援法			
発達障害者支援センター	31	・相談支援を担当する職員[01] ・就労支援を担当する職員[01]	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）			
障害福祉サービス事業	生活介護	32	・生活支援員[01] ・就労支援員[01] ・サービス管理責任者[01]
	自立訓練	33	
	就労移行支援	34	
	就労継続支援	35	
	短期入所	36	
	重度障害者等包括支援	37	
一般相談支援事業を行う施設（相談支援事業を行う施設であった期間を含む）	共同生活援助（共同生活介護であった期間を含む）	38	・専任で相談援助業務に従事する職員[02]
	特定相談支援事業を行う施設（相談支援事業を行う施設であった期間を含む）	40	
障害者支援施設	41	・生活支援員[01] ・就労支援員[01] ・サービス管理責任者[01]	
地域活動支援センター	42	・指導員[01]	
福祉ホーム	43	・管理人[01]	
改正前の法律			
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	44	・世話人[01]	
精神障害者社会復帰施設	45	・精神障害者社会復帰指導員[01] ・管理人[01]	
知的障害者援護施設	46	・生活支援員[01]	
児童デイサービス	47	・専任で相談援助業務に従事する職員[02]	
指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設			
精神障害者地域生活支援センター	48	・精神障害者社会復帰指導員[01]	
精神障害者地域移行支援特別対策事業	49	・地域体制整備コーディネーター[01] ・地域移行推進員[01]	
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	50	・スクールソーシャルワーカー[01]	
ホームレス自立支援事業を実施する施設	51	・生活相談指導員[01]	
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	99	(注意) 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。 聖徳大学通信教育部へ電話で連絡してください。	

2017年度 実務経験申告書

※は記入しないでください。

※学籍番号		※受験番号	
-------	--	-------	--

該当する箇所に○をつけてください。

入学の種類		1 年次入学		2 年次編入学		3 年次編入学
-------	--	--------	--	---------	--	---------

聖徳大学学長 殿 平成 年 月 日

<申告者> 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先 (携帯電話等) () _____

※記載内容について、問い合わせ、書類の返却をする場合があります。

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書 **社福様式2** を添えて、申告いたします。

所属していた (している) 施設・機関の名称	施設の種類の	職 種 証明書(様式2)で証明する 種類名と整合性がとれていること	期 間	証明権者 (職名・氏名)
			年 月 日 } 年 月 日 (年 ヲ月)	
			年 月 日 } 年 月 日 (年 ヲ月)	
合 計 期 間			年 ヲ月	

出願時に合計期間が1年未満の場合には見込みにチェックを入れてください。

見込み(入学後あらためて<申告書>と<証明書>の提出が必要です。提出されない場合は、申請が無効となります。)

(注) 実務経験の内容は相談援助業務であることが必要です。裏面の「社会福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容」にて、必ずご確認願います。

(注意)

- ①上記の記載内容は、「実務経験証明書」(様式2) の記載内容と一致することが必要です。
- ②現在も勤務中の場合は、期間欄の終了日部分に「現在に至る」と記入してください。
- ③証明権者は、施設・機関の代表者です。代表者の職名・氏名を記入してください。
- ④記入内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、申告者の印を押印してください。修正液等による訂正は認められません。
- ⑤実務経験の内容は、相談援助業務であることが必要です。裏面の注意事項を必ず確認してください。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

裏面の
チェック
シートも
記入して
ください。

記入例

社会福祉士用 社福様式

2017年度 実務経験 申告書

※は記入しないでください。

※学籍番号 ※受験番号

該当する箇所について○をつけてください。

入学の種類 1年次入学 2年次編入学 3年次編入学

聖徳大学学長 殿 〒221-0611 平成29年7月/日

<申告書> 住所 千葉県松戸市若瀬1-1-1 証明権者の職名・氏名を手書きで記入してください(押印不可)。

氏名 聖徳 花子

連絡先(携帯電話等) (090)1234-5678

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりです。所属長等の証明書(職名欄)を添えて、申しました。

所属していた(している)施設・機関の名称	施設の種類	職種(証明書(様式2)で証明する種類と整合性がとれていること)	期間	証明権者(職名・氏名)
社会福祉法人 福祉会 三和の家	就労支援 支援を行う施設	生活支援員	平成29年4月/日 平成29年7月/日 (2年3ヶ月)	施設長 藤原太郎

訂正する場合は、訂正印を押してください。

合計期間 2年3ヶ月

出願時に合計期間が1年未満の場合には見込みにチェックを入れてください。

見込み(入学後あらためて申告書とく証明書)の提出が必要です。提出されない場合は、申請が無効となります。

実務経験の内容は相談援助業務であることが必要です。真実の「社会福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容」にて、必ずご記載願います。

2017年9月30日時点で相談援助業務の必要年数を満たす方は、「見込チェック欄」に記入してください。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が認められなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

申請チェックシート

実務経験申告書を入力後に下記項目を確認し、確認欄に✓点を記載してください。

項目	確認欄
日付は記入されていますか。	
氏名欄の捺印はされていますか(シャチハタ、スタンプ印は不可)。	
施設種類は一覧表(3~6頁)の記載に該当していますか。	
職種は一覧表(3~6頁)の記載に該当していますか。	
退職している場合、申告期間は勤務最終日まで記入されていますか。	
現在も勤務している場合は、「現在に至る」と記入されていますか。	
証明権者は<実務経験証明書>の代表者と同じですか(職名・氏名の自筆記入、押印不要)。	
合計期間の記入はされていますか。	
申請時に実務経験が1年未満の場合は「 <input type="checkbox"/> 見込み」にチェックされていますか。	
下記の注意事項の内容を確認されていますか。	
訂正箇所には出願者の印が押印されていますか。	
<申告書>と<証明書>の施設種類、職種は同じものが記入されていますか。	

【注意】

社会福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容

社会福祉士の実習免除を申請するには、相談援助業務を①または②にて実施している必要があります。

- ①当該施設の常勤者で、もっぱらその職務に従事している方
- ②当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方

(注意)

- *「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- *「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- *「指導員」のうち、「介護等の業務を行う指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- *「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入居者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- *「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- *「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

社会福祉士用

2017年度 実務経験証明書

※は記入しないでください。

※学籍番号		※受験番号	
-------	--	-------	--

該当する箇所に○をつけてください。

入学の種類	<input type="checkbox"/> 1年次入学	<input type="checkbox"/> 2年次編入学	<input type="checkbox"/> 3年次編入学
-------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

聖徳大学学長 殿

証明書作成日 平成 年 月 日

法人の名称			
施設・事業所・機関所在地	〒		職印
電話番号	— —		
施設・事業所・機関代表者	役職	氏名	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）に作成してもらったときは、この証明書とこの様式の付いた『聖徳大学実習免除リーフレット』を見せて証明してもらってください。

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事した（従事する見込みである）ことを証明します。

フリガナ				生年月日			
氏名				<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日生
施設・事業所・機関の名称				<input type="checkbox"/> 平成			
施設種類				施設・職種コード			
職種 (受験資格該当職名)							
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成		年		月		日から
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成		年		月		日まで
実習免除に必要な従業期間は、1年以上となります。1年以上に満たない方は、1年の従業期間を満たす見込みの日までを記入してください。（秋学期生として出願する場合、平成29年9月30日までに1年以上の期間を満たすことが必要となります。）							

※施設種類、職種、施設・職種コードについては、「相談援助の業務の範囲」（3～6頁の一覧表を参照）に掲載されているとおりご記入ください。それ以外の名称や名称を省略したものは、認められません。
 ※訂正された場合は、施設・事業所・機関の公印を押印してください。修正液は使用しないでください。
 ※実務経験が複数に分れる場合は、用紙をコピーして、複数枚の実務経験証明書に分けて、証明を受けてください。
 ※＜申告書＞と＜証明書＞は、整合性が取れていることを確認してください。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。
--

裏面のチェックシートも記入してください。

記入例

申請チェックシート

実務経験証明書を記入後に下記項目を確認し、確認欄に✓点を記載してください。

社福様式2

社会福祉士用

2017年度 実務経験証明書



※は記入しないでください。

※学齢番号 ※受験番号

該当する箇所○をつけてください。 **公印を捺印すること。**

入学の種類 1年次入学 2年次編入学 3年次編入学

聖徳大学学長 殿 証明書作成日 平成29年7月 / 日

法人の名称	社会福祉法人 福社会		
施設・事業所・機関所在地	千葉県松戸市松戸1169		
電話番号	0477-1234-5678		
施設・事業所・機関代表者	役職	氏名	
	施設長	熊沢 太郎	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印
	事務局	取川 一郎	

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の
に従事した（従事する見込みである）ことを証明し
「相談援助の業務の範囲」
で該当するコードを記入してください。
※記入例を参考にしてください。

フリガナ	セントハコ	
氏名	聖徳 花子	
施設・事業所・機関名称	社会福祉法人 福社会 三和の家	
施設種類	就労継続支援を行う施設	施設・職種コード
職種 (受験資格該当職名)	生活支援員	1301
	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 27年 4月 / 日から	
	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 29年 7月 / 日まで	
従業期間	実習免除に必要な従 1年の従業期間を満た する場合、平成29年9月 訂正する場合は、訂正 印を押してください。	

※申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に
資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

10

現在も勤務を継続している場合は、証明書作成日を記入してください。

項目	確認欄
証明書作成日の記入はされていますか。	
法人および施設・事業所・機関名称の記入はされていますか。	
証明する施設・事業所・機関の所在地の記入はされていますか。	
施設種類は一覧表（3～6頁）の記載と同じですか。	
職種は一覧表（3～6頁）の記載と同じですか。	
施設・職種コードの記入はされていますか。	
従業期間は記入されていますか。	
施設・事業所・機関代表者の公印の捺印はされていますか。	
下記の注意事項の内容を確認されていますか。	
訂正箇所は施設・事業所・機関代表者の公印が押印されていますか。	

<申請書>と同じ表記で必ず記入してください。

【注意】

社会福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容

社会福祉士の実習免除を申請するには、相談援助業務を①または②にて実施している必要があります。

- ①当該施設の常勤者で、もっぱらその職務に従事している方
- ②当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方

(注意)

- *「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- *「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- *「指導員」のうち、「介護等の業務を行う指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- *「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入居者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- *「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- *「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

2017年度 実務経験申告書

※は記入しないでください。

※学籍番号		※受験番号	
-------	--	-------	--

該当する箇所には○をつけてください。

入学の種類		1年次入学		2年次編入学		3年次編入学
-------	--	-------	--	--------	--	--------

聖徳大学学長 殿 平成 年 月 日

<申告者> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先（携帯電話等）（ _____ ） - _____

※記載内容について、問い合わせ、書類の返却をする場合があります。

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書 **精福様式2** を添えて、申告いたします。

所属していた (している) 施設・機関の名称	施設(事業)等種類	職 種 証明書(様式2)で証明する 種類名と整合性がとれていること	期 間	証明権者 (職名・氏名)
			年 月 日 } 年 月 日 (年 カ月)	
			年 月 日 } 年 月 日 (年 カ月)	
合 計 期 間			合計 年 カ月	

出願時に合計期間が1年未満の場合には見込みにチェックを入れてください。

見込み(入学後あらためて<申告書>と<証明書>の提出が必要です。提出されない場合は、申請が無効となります。)

(注) 実務経験の内容は相談援助業務であることが必要です。裏面の「精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容」にて、必ずご確認願います。

(注意)

- ①上記の記載内容は、「実務経験証明書」(様式2) の記載内容と一致することが必要です。
- ②現在も勤務中の場合は、期間欄の終了日部分に「現在に至る」と記入してください。
- ③証明権者は、施設・機関の代表者です。代表者の職名・氏名を記入してください。
- ④記入内容を訂正する場合は、訂正箇所二重線を引き、申告者の印を押印してください。修正液等による訂正は認められません。
- ⑤実務経験の内容は、相談援助業務であることが必要です。裏面の注意事項を必ず確認してください。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

裏面の
チェック
シートも
記入して
ください。

精神保健福祉士用 精福様式

2017年度 実務経験申告書


※は記入しないでください。

※学齢番号 ※受験番号

該当する箇所には○をつけてください。

入学の種類 1年次入学 2年次編入学 3年次編入学

聖徳大学学長 殿 〒201-8580 平成29年 7月 / 日

<申告者> 住所 千葉県松戸市松戸1169
氏名 聖徳 太郎 

連絡先(携帯電話等) (080)1234-5678

※記載内容について、問い合わせ、お問い合わせ先

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書(職務経歴表)を添えて、申請いたします。

所属していた(している)施設・機関の名称	施設(事業)等種類	職種(証明書類(様式2)で証明する種類と整合性がとれていること)	期間	証明権者(職名・氏名)
医療法人 三和会 浅野病院	精神科病院	精神科 ソーシャルワーカー	平成29年 4月 / 日 平成29年 3月 / 日 (2年3ヶ月)	院長 市川二郎

合計期間

出願時に合計期間が1年未満の場合には見込みにチェックを入れてください。

見込み(入学後あらかじめ申告書と<証明書>の提出が必要です。提出されない場合は、申請が無効となります。)

実務経験の内容は相談援助業務であることが必要です。裏面の「精神保健福祉士の実務免除に必要な相談援助業務の内容」にて、必ずご確認ください。

訂正する場合は、訂正印を押してください。

2017年9月30日時点で相談援助業務の必要年数を満たす方は、「見込みチェック欄」に記入してください。

※訂正等による訂正は認められません。訂正印を押してください。

※申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

申請チェックシート

実務経験申告書を記入後に下記項目を確認し、確認欄に✓点を記載してください。

項目	確認欄
日付は記入されていますか。	
氏名欄の捺印はされていますか(シャチハタ、スタンプ印は不可)。	
施設(事業)等種類は一覧表(7頁)の記載に該当していますか。	
職種は一覧表(7頁)の記載に該当していますか。	
退職している場合、申告期間は勤務最終日まで記入されていますか。	
現在も勤務している場合は、「現在に至る」と記入されていますか。	
証明権者は<実務経験証明書>の代表者と同じですか(職名・氏名の自筆記入、押印不要)。	
合計期間は記入されていますか。	
申請時に実務経験が1年未満の場合は「 <input type="checkbox"/> 見込み」にチェックされていますか。	
下記の注意事項の内容を確認されていますか。	
訂正箇所には出願者の印が押印されていますか。	
<申告書>と<証明書>の施設(事業)等種類、職種は同じものが記入されていますか。	

【注意】

精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容

精神保健福祉士の実習免除を申請するには、下記の精神障害者社会復帰に関する相談援助業務を主たる業務として行っている必要があります。

相談援助の業務

- 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。
 - 精神障害者の相談
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
 - 精神障害者に対する助言、指導
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
 - 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
 - 精神障害者に対するその他の援助
精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
 - 援助を行うための関係者との連絡、調整等
 - ケースカンファレンス等の会議への出席
 - ケース記録等の関係書類の整理
 - 職員間の申し送り、連絡、調整
 - 関係機関との連絡、調整
- 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。
- 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

精神保健福祉士用

2017年度 実務経験証明書

※は記入しないでください。

※学籍番号		※受験番号	
-------	--	-------	--

該当する箇所に○をつけてください。

入学の種類		1年次入学		2年次編入学		3年次編入学
-------	--	-------	--	--------	--	--------

聖徳大学学長 殿

証明書作成日 平成 年 月 日

法人の 名称			
施設・事業所 所在地	〒		職 印
電 話 番 号	— —		
施設・事業所 代 表 者	役 職	氏 名	
証 明 書 作 成 者	所 属 ・ 役 職 等	氏 名	認 印

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）に作成してもらったときは、この証明書とこの様式の付いていた『聖徳大学実習免除リーフレット』を見せて証明してもらってください。

次の者は、以下のとおり、精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている」実務経験を有する（有する見込みである）ことを証明します。

フリガナ				生 年 月 日		
氏 名				<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成		
施設・事業所の名称						
施設(事業)等種類				施 設 コ ー ド		
職 種 (受験資格該当職名)				職 種 コ ー ド		
従 業 期 間	平 成		年		月	日から
	平 成		年		月	日まで
実習免除に必要な従業期間は、1年以上となります。1年以上に満たない方は、1年の従業期間を満たす見込みの日までを記入してください。（秋学期生として出願する場合、平成29年9月30日までに1年以上の期間を満たすことが必要となります。）						

※施設（事業）等種類、職種、施設コード、職種コードについては、「相談援助の業務の範囲」（7頁一覧表を参照）に掲載されているとおりご記入ください。それ以外の名称や名称を省略したものは、認められません。
 ※訂正された場合は、施設・事業所・機関の公印を押印してください。修正液は使用しないでください。
 ※実務経験が複数に分れる場合は、用紙をコピーして、複数枚の実務経験証明書に分けて、証明を受けてください。
 ※＜申告書＞と＜証明書＞は、整合性が取れていることを確認してください。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

裏面のチェックシートも記入してください。

申請チェックシート

実務経験証明書を記入後に下記項目を確認し、確認欄に✓点を記載してください。

項目	確認欄
証明書作成日の記入はされていますか。	
法人および施設・事業所・機関名称の記入はされていますか。	
証明する施設・事業所・機関の所在地の記入はされていますか。	
施設種類は一覧表（7頁）の記載と同じですか。	
職種は一覧表（7頁）の記載と同じですか。	
施設・職種コードの記入はされていますか。	
従業期間は記入されていますか。	
施設・事業所・機関代表者の公印の捺印はされていますか。	
下記の注意事項の内容を確認されていますか。	
訂正箇所は施設・事業所・機関代表者の公印が押印されていますか。	

精神保健福祉士用

2017年度 実務経験証明書

※は記入しないでください。

※学務番号 ※受験番号

該当する箇所について○をつけてください。

入学の種類 1年次入学 2年次編入学 3年次編入学

聖徳大学学長 殿 証明書作成日 平成29年7月1日

法人の名称 **医療法人三和会**

施設・事業所所在地 **東京都中央区新富1-12-12**

電話番号 **03-5628-1234**

施設・事業所代表者 **院長 市川二郎**

証明書作成者 **医事課 木村真**

この実務経験証明書を申請するに当たって、(聖徳大学)の証明欄に○をつけてください。

次の者は、以下のとおり、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を(有する見込みである)ことを証明するコードを記入してください。 ※記入例を参考にしてください。

フリガナ **メイタク**

氏名 **聖徳太郎**

施設・事業所の名称 **医療法人三和会 茨野病院**

施設(事業)の種類 **精神科病院**

職種(受給資格該当職種) **精神科リハビリター**

平成27年4月1日から平成29年7月1日まで

訂正する場合は、訂正印を押してください。

現在も勤務を継続している場合は、証明書作成日を記入してください。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

<申請書>と同じ表記で必ず記入してください。

【注意】

精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容

精神保健福祉士の実習免除を申請するには、下記の精神障害者社会復帰に関する相談援助業務を主たる業務として行っている必要があります。

相談援助の業務

- 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。
 - 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
 - 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
 - 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
 - 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
 - 援助を行うための関係者との連絡、調整等
 - ケースカンファレンス等の会議への出席
 - ケース記録等の関係書類の整理
 - 職員間の申し送り、連絡、調整
 - 関係機関との連絡、調整
- 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。
- 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児院に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。